

## 城山湖周辺の土地の有効活用にかかるサウンディング型市場調査実施要領

### 1 サウンディング型市場調査の目的

城山湖周辺は、神奈川県相模原市のほぼ中央に位置し、北部には高尾山系に連なる山々や丘陵、西部には相模川、津久井湖といった水源を有している他、城山湖はもとより、約千本の梅を栽培している本沢梅園や、もみじの紅葉が美しい評議原<sup>ひょうぎつばら</sup>など、豊かな自然に囲まれた景観が優れ、また新宿副都心や横浜などを一望できる眺望の素晴らしい地域で、季節を問わず多くの人が高尾山や野鳥観察に訪れるなど、人気のスポットとなっています。

現在は、自然を生かした散策路や広場などを設置していますが、今後も持続的な施設の運営を図り、更なる資源の有効活用をするために、利用者のニーズ把握や地域資源を生かした活性化方策などを検討する必要があります。

そこで、城山湖周辺の土地（城山湖散策施設コミュニティ広場・天空の里駐車場）の有効活用や持続可能な活性化方策の検討に当たって、民間事業者（企業・NPO法人等）から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するため、サウンディング型市場調査を実施いたします。

### 2 調査の対象

名称	城山湖散策施設コミュニティ広場	天空の里駐車場
所在地	相模原市緑区川尻4454番地3	相模原市緑区川尻5038番地1
地目	山林	山林
面積	8955.97㎡	7877.67㎡
区域区分	市街化調整区域	市街化調整区域
土地の現況	広場及び駐車場として利用	駐車場として利用
建ぺい率	50%	50%
容積率	100%	100%
インフラ等	【上下水道】 県営水道からの私設水道 【電気】 あり 【接道】 市道松風都井沢線	【上下水道】 県営水道からの私設水道 【電気】 あり 【接道】 市道竜籠線
対話内容	5 対話内容のとおり	
対象者	事業主体となる可能性がある民間事業者または団体	
備考	全ての土地をまとめた提案でも、個別の土地を対象とした提案でも受け付けます	

### 3 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
実施要領の公表	令和 3年 5月19日(水)
説明会(兼)見学会の申込み	令和 3年 5月19日(水) ~ 令和 3年 5月31日(月)
説明会(兼)見学会	令和 3年 6月 4日(金)午前10時 ~ 正午
対話参加の申込み	令和 3年 6月 4日(金) ~ 令和 3年 6月22日(火)
対話の実施	令和 3年 6月15日(火) ~ 令和 3年 6月25日(金)
結果の公表	令和 3年 7月上旬(予定)

### 4 対話までの流れ

#### (1) 説明会(兼)現地見学会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会及び事業の概要にある施設の現地見学会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙1「説明会(兼)現地見学会参加申込書」に必要事項を記載しEメールへ添付の上、期日までに下記申込先へお申し込みください。

事前説明会・現地見学会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

【申込期限】令和 3年 5月31日(月) 午後5時まで

【申 込 先】相模原市緑区役所 城山まちづくりセンター

[shiro-cen@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:shiro-cen@city.sagamihara.kanagawa.jp)

#### 説明会(兼)現地見学会

【日 時】令和 3年 6月 4日(金) 午前10時から正午まで

【場 所】城山総合事務所第1別館2階B会議室及び現地

当日は、城山総合事務所の会場に集合し説明を行った後、現地に移動。

(城山総合事務所：相模原市緑区久保沢 1-3-1)

#### (2) 対話参加の申込み

別紙2「エントリーシート」に必要事項を記載しEメールへ添付の上、期日までに上記申込先へお申し込みください。

【申込期限】令和 3年 6月22日(火) 午後5時まで

#### (3) 資料提出

資料の提出は必須ではありません。必要と考える場合はご持参ください。

#### (4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日 時】令和 3年 6月15日(火)から令和 3年 6月25日(金)までの期間で、1時間程度。(対話参加の申込み後、別途調整いたします。)

【場 所】城山総合事務所内の予定(相模原市緑区久保沢 1-3-1)

【実施方法・対話内容等】 「5 対話内容」以降をご確認ください。

## 5 対話内容

主に次の項目について、ご意見・ご提案をお願いいたします。自らが事業の主体となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、まず事業について説明をお願いいたします。その後、市側から質問をさせていただき形式で対話を実施いたします。

また、必要に応じて、対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただき場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

### 【主な対話項目】

項目	内容	様式
事業の提案について	・対象の土地等を活用した事業の提案についてお聞かせください。（事業のコンセプト、活用内容やイメージ、経営スキーム、集客力、収益性等） ・事業実現の条件、課題、要望等がある場合はお聞かせください。（市や財産区に新たな財政負担を求めることを条件とした提案は対象外）	指定なし
希望する整備・運営手法等について	・事業実施に伴い希望される施設の整備・運営手法についてお聞かせください。 ・グループで参入する場合は、どのような構成員の構築が想定されるかお聞かせください。	指定なし
地域貢献の提案について	・地元雇用、地元店舗等との連携など、地域への波及効果について、お聞かせください。 ・運営事業者として、地域団体等とどのような形で連携が考えられるかお聞かせください。	指定なし
新型コロナウイルス感染症の影響について	・事業実施に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合の影響についてお聞かせください。	指定なし

## 6 留意事項

### （１）対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、実際に事業者公募時における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、予め約束をするものではないことをご了承ください。

対話内容については、川尻財産区議会へ情報提供させていただきます。

### （２）対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

### （３）実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を提案者に対し確認を行います。

相模原市情報公開条例（平成 12 年相模原市条例第 39 号）、その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

#### （４）参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成 23 年相模原市条例第 31 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

#### 7 参考資料

- ・城山湖周辺の土地にかかる写真
- ・位置図

#### 8 問い合わせ先

連絡先：相模原市緑区役所 城山まちづくりセンター

所在地：相模原市緑区久保沢 1 - 3 - 1

城山総合事務所第 1 別館 1 階

電話番号：042-783-8115

E-mail：[shiro-cen@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:shiro-cen@city.sagamihara.kanagawa.jp)